

○弘前地区環境整備事務組合職員の任用、  
給与及び勤務時間等に関する条例

〔昭和37年10月31日〕  
条 例 第 7 号

弘前地区環境整備事務組合の職員の任用、職階制、給与、旅費、勤務時間、その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定、福祉及び利益の保護並びに職員団体等人事行政に関する事項については、別に定めがある場合を除くほか、弘前市職員の例による。

**附 則**

この条例は、規則で定める日から施行する。（昭和37年12月規則第4号により、同38年1月1日から施行）